

さいたま市都市計画審議会のWeb会議の開催に関する  
取扱方針（案）

【報告事項 2 関係】

## さいたま市都市計画審議会のWeb会議の開催に関する取扱方針（案）

### （趣旨）

第1条 さいたま市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の開催については、委員が一堂に会する方法が望ましいことから、原則は臨場で行うこととし、Web会議の開催については、あくまで非常時の対応として、必要最低限の規定として本取扱方針を定めることとする。

### （Web会議の開催要件）

第2条 会長又は会長職務代理者が臨場で参加できる場合で、次のいずれかの状況に該当する場合は、審議会について、Web会議の開催を認める。ただし、Web会議を開催する場合でも臨場による開催を行うものとする。

- （1）感染症拡大防止等による、埼玉県が緊急事態宣言下、又はまん延防止等重点措置命令下の場合
- （2）被災による交通障害により、委員の参集が困難な場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合

### （Web会議の参加者の制限）

第3条 審議会を確実に成立させるため、審議会のWeb会議の参加人数は、委員の2分の1を超えない程度とする。

- 2 傍聴者はWeb会議への参加を認めない。

### （Web会議の参加要件）

第4条 Web会議の参加要件は、次のいずれかとする。

- （1）会社、学校等の所属する組織から臨場による参加が認められない場合
- （2）県外から参集する委員で、感染症拡大防止等のために参集が困難と認められる場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が参加を認める場合

### （Web会議の参加者の報酬及び通勤に要する費用の取扱い）

第5条 Web会議の参加者については、審議会当日の諮問議案について、審議及び採決に参加した場合に報酬を支払うことができるものとする。

- 2 Web会議の参加者については、通勤に要する費用の費用弁償は行わない。

### （Web会議への参加条件）

第6条 Web会議の参加に関する器材の準備及び通信費等の負担については、参加者の

負担とする。

2 Web会議の参加者は、審議会の公開・非公開に関わらず、審議会の内容が漏洩しないように十分な配慮をしなければならない。

(Web会議に関する通信トラブルの取扱い)

第7条 Web会議に関する通信トラブルについては、本市は責任を負わない。

(その他)

第8条 この方針に規定するもののほか、審議会のWeb会議の開催について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。